

# ドメスティック・バイオレンス加害者プログラム

## —導入の取り組みと課題—

飯野智子

人間社会学部非常勤講師

### 1 はじめに

2005年4月から12月まで法務省は、性犯罪に対するより積極的な防止策を求める世論を受け、性犯罪者処遇プログラム研究会を5回にわたって開催した。研究会では、矯正施設と保護観察所で行う性犯罪者に対する再発防止プログラムを検討し、2006年から実施するべく、12月に原案がまとめられた。実施目的は、性犯罪者の再犯を抑止し、子供や女性を被害から守ることにある<sup>(1)</sup>。犯罪加害者に対する法的措置として専門家による教育プログラムが実施されること、大変画期的なことである。特に児童が被害者となる犯罪に対する世論は厳しく、プログラムの実施が検討に入ってから比較的早期にまとめられることで、これまでなじみのなかった「再犯防止のための加害者教育プログラム」というシステムが、一般にも認知されつつある。

このような、加害者に対するプログラムの実施が長らく待たれているものに、ドメスティック・バイオレンス加害者プログラムがある。加害者プログラムとは、暴力を振るう男性を対象とした再教育プログラムのことで、自らの男性性や人間関係の構築について学習のし直しをする場である。一人の男性が「男らしさ」や暴力についての認識を変え、身についたコミュニケーションの仕方や行動を変えるのは大変困難なことではあるが、ドメスティック・バイオレンスの防止には必要なことである。加害者プログラムの導入を含む法律の整備は重要な課題であり、被害者の支援に取り組んできた人々の一部からは、2004年のDV防止法の改正に盛り込むべきだとの声が早くから上げられていた。しかし、現在はまだ、内閣府男女共同参画室において諸外国の制度の研究が終了し、これから具体的な導入の検討に入るという段階である。

本論は、ドメスティック・バイオレンスのような女性への暴力を解決するためには、加害者の更生、再教育が必要であるとの見地に立って、日本における加害者プログラムのあり方を探ろうとするものである。まず、内閣府の調査研究の内容を検討する。次に、加害者へのアプローチの違いも踏まえながら、日本における加害者サポートの成り立ちをおい、代表的な2つの団体のプログラムについて比較検討する。また、DVの初期の段階での抑制を促すであろう中高生への教育プログラムについても、その可能性を論じることとする。

また、ここで名称の問題にも触れておく必要がある。民間では現在、いくつかのDV加害者プログラムを実施している団体がある。内閣府では「加害者向けプログラム」という名称を使用しているが、団体の考え方や立場によって名称が違っている。加害者対策としては、「加害者ケア」、「加害者サポート」、「加害者支援」、プログラムには、「加害者更生プログラム」、「再教育プログラム」、「行動変革プログラム」、「脱暴力プログラム」、「暴力克服プログラム」などがある。本論では、一般的な名称として使用する場合には「加害者プログラム」を使用し、個別な団体に関して言及するときには、団体の自称を使用することとする。

## 2 DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法の課題—加害者プログラム

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（内閣府では「配偶者暴力防止法」と略すが、一般には「DV防止法」と略されることが多いので、以下「DV防止法」と表記する）は、2001年4月6日に成立、10月13日より施行され（2002年4月1日より完全施行）、さらに2004年6月2日に改正、12月2日施行された。<sup>(2)</sup>

DV防止法は3年毎に見直されることになっており、内閣府男女共同参画会議では、次の改正に向けて、施行状況の調査検討がなされている。「女性に対する暴力に関する専門調査会」では、改正法に盛り込む問題の緊急性の順に、当面の課題、中期的課題、長期的課題に整理しており、加害者プログラムは長期的課題となっている。2002年には、イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカの加害者更生制度について調査を実施し、2003年には、カナダ、アメリカの加害者更生プログラムの調査を行い、「加害者の更生のための指導の方法等についての調査研究」としてまとめられた。また2004年、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究 配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及びに実施に際しての留意事項」が発表された。

加害者プログラムは、各国の法制度によって多少位置づけの違いはあるが、共通するのは、保護観察処分の条件の一つとして裁判所命令で行われるということである。アメリカでは1970年代の始めに被害者支援が本格的に始まり、70年代の終りからは、加害者プログラムが開発、実施されてきた。なぜこのようなプログラムが必要とされるのか。それは、暴力は男性というジェンダーと密接に結びついており、暴力的な行動パターンを改めるには、専門的な再教育が必要であるということ、また、加害者を犯罪者として罰するだけでは将来にわたる女性への暴力を防ぐことはならず、ドメスティック・バイオレンスを根本的に防止できないからと考えられるからである。現在では、ダイヴァージョン・プログラム（刑罰代替策）の一種として使用されている。弁護士が中心となっている「日本DV防止・情報センター」でも、具体的なDV法の改正案を作成しているが、そこでも加害者プログラムの導入は重要な項目である。アメリカと同様、ダイヴァージョン・プログラムとして考えられている。

内閣府では、諸外国とは異なって、司法手続きとは別に加害者が任意に受講するという方法を

検討している。つまり、プログラムの受講を条件に釈放し、条件を遵守した場合は以降の手続きを探らないような制度ではない。刑事事件で立件された者や公判継続中の者については対象としない。プログラムの受講が、刑事手続きの結果を軽減したり起訴を免れるために利用される可能性を恐れるからである。さらに次のような危険性を指摘している。①被害者を支配することに長けている加害者が、プログラムを受講しているという事実を持って、被害者に対し加害者が更生したと錯覚を与え、支配関係を継続させるおそれがある。②受講することで、何が暴力にあたるかを学習し、保護命令の対象とならないような暴力、例えば、言葉による脅しや侮辱、間接的な嫌がらせ等をするようになることも考えられる<sup>(3)</sup>。プログラムの目的は、被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させることである。全く意志のない加害者に受講を強いても効果はないと明言している。

プログラムの内容は、「暴力についての理解」「配偶者等間での対等な人間関係についての理解」「自分の行為に責任を持つこと」「暴力を肯定する価値観、信念、行動を変えること」「新たな価値観、信念、行動と配偶者等間での対等な人間関係の構築」である。これらは個人カウンセリングではなく、男女のファシリテーター（プログラムの講師、実施者）による、グループ・ワークで行われる。1回につき1時間半から2時間、期間は半年程度が考えられている。また、危険性があると考え、採用しないまたは採用にあたっては注意を要する方法として、「怒りを自制する技術の指導（アンガーマネジメント・スキル）」、「児童虐待など加害者の被害経験に焦点を当てる方法」「カップルカウンセリングや家族カウンセリング」を挙げている。アンガーマネジメント・スキルは、加害者プログラムでは有効な方法とされているが、内閣府では、被害者以外との人間関係では暴力を振るっていないため、加害者は怒りを自制する技術が不足しているわけではないとしている。確かに、加害者は自分の親しい女性である被害者に対して意識して暴力を選択しているのであり、そのことこそが問題なのである。

国に先がけて、独自に加害者対策を実施する自治体も出てきた。大阪府では、2003年9月から毎年1度、加害男性のためのDV防止のための教育プログラム、「自分の『暴力性』をなんとかしたいと考えている男性のための脱暴力プログラム」を実施している（大阪YWCA女性エンパワメント部への委託事業）。自治体では初の試みであり、注目されている。このプログラムは定員12名のグループワークで、週1回、2時間、計12回で、参加費は12,000円である。大阪YWCAでは、後述するメンズサポートルームと協力し取り組んでいる。今後自治体を中心に、加害者プログラムの実施が期待される。

### 3 加害者サポート団体の現状

日本の加害者サポートの歴史は、1991年、大阪に「メンズリブ研究会」が結成されたことに始まる。当初は、暴力やドメスティック・バイオレンスが中心課題というわけではなく、男性同士が、男性であることの生きにくさやストレスなどについて、忌憚なく語り合おうという会であった

た。それが95年にはメンズセンターと名称を変え、男というジェンダーや、妻や恋人に暴力を振るってしまうことに悩む男性の相談に答えるために、「『男』悩みのホットライン」という電話相談を始めた。そして、99年に発足した「男のための非暴力研究会」において「非暴力グループワーク」と「語る会」を開始し、2000年には「メンズサポートルーム」と名を変えて、現在にいたっている。ここでは、アメリカの加害者更生プログラムを基に、独自にアレンジしたプログラムを使用している。

東京では、97年、心理相談センター「メンタルサービスセンター」代表の草柳和之（心理臨床家）が、加害者に対する専門カウンセリングを始めた。ここでは、加害者問題を、ジェンダー問題と個人の病理の問題の両面から捉える。回復プログラムは、①1対1のカウンセリング（個人心理診療）②自助グループへの参加 ③暴力克服ワークショップ（集団心理診療）の3段階からなる。草柳は、「多層的介入モデル」という加害男性の治療モデルを作り、それは、「嗜癖臨床、男性のジェンダーによる精神病理、社会問題としてのDV」という要素が組み入れられている。また、加害者に関わる心理臨床家は、治療を行うだけでなく、一般男性向けのDV防止教育、啓発活動、アドヴォカシー（社会的提言活動）などの活動も行うべきであると提言している<sup>(4)</sup>。さらに「DVを止めたい男性のための暴力克服ワークショップを数ヶ月に1度開催している。

また、児童虐待の被害者らによって結成された「日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン(JUST)」という団体は、「アダルト・チルドレン」という概念を広めた精神科医の斎藤学を講師として、2001年から「配偶者の暴力加害者（男性）のための回復プログラム（バターラーズ・グループ）」というグループワークを行ってきた。定員15名で12回である。2005年からは「バターラーズ・グループ」を改め「ハズバンズ・グループ」を開催している。これはドメスティック・バイオレンスに限らず、パートナーや家族との関係に関する男性の悩みを広くサポートするものである。

上記の2団体は、「回復プログラム」という名称を使用しているが、これは、主催者や主要メンバーが心理学や精神医学の専門家であるため、プログラムに、個人の病理の治療という面があるからである。しかし、男性というジェンダーを持つことや暴力を振るうことは、決して病気ではないという立場から、「回復」という言葉の使用を批判する考え方もある。また、「メンタルサービスセンター」では、条件が整えば、パートナーすなわち被害女性のカウンセリングも行うが、加害者プログラムは家族関係の調整修復ではないので、被害者や子どもなどの家族を巻き込んではならないという考え方があり、カップルカウンセリングはすべきでないとも言われる。アメリカでは、州などに認定される公的プログラムでは、被害者には加害者の教育の進展等についての情報が知らされるが、ともにカウンセリングを受けるなどの、プログラムへの参加はなされない。ドメスティック・バイオレンスは治療ではなく、教育によって克服すべきであると考えられている。また、被害者支援などでは、「共依存」や「嗜癖」等の概念が使用されるが、これらは被害者の回復を助けるための概念なので、加害者に使用すると、責任逃れに利用される可能性があるので、加害者プログラムでは使用されない。これから日本で加害者プログラムの導入について議論していく中で、このような加害者へのアプローチの違いも、重要な議題となるであろう。

そして、2002年から、「DV行動変革プログラム」を専門に行う「aware（アウェア）」が活動を

開始した。これは、メンズリブから派生したメンズサポートセンターや、心理学や精神医学から加害者問題を捉える団体とは異なり、もともとドメスティック・バイオレンスの被害者支援を行っていた、カリフォルニア州のファシリテーターの資格を持つ山口のり子が、一人で主催するものである。2003年に入ってからは、「aware」のプログラム修了者が「セルフルプグループ 気づき」を結成し、男性同士の語り合い、助け合いの場を設けることとなった。先に挙げた「男の非暴力グループワーク」は、「男らしさ」と向き合い、暴力に頼らない生き方を男性自ら探るためのグループワークで、ドメスティック・バイオレンスの解決を目指す。これに対して「aware」は、被害者である女性の支援を第一に考え、男性加害者の再教育プログラムを行うものである。

以上のように、それぞれの団体の結成の経緯やドメスティック・バイオレンスの位置づけは様々である。ここで、現在日本で何らかの「加害者プログラム」を実践している団体の立場を整理すると、以下のようになる。このうち、「メンズサポートルーム」と「aware」について、詳しく見ていくこととする。

- 1) 心理学、精神医学の立場から DV や男性の暴力を捉える—「メンタルサービスセンター」、「日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン (JUST)」の「配偶者の暴力加害者（男性）のための回復プログラム（ハズバンス・グループ）」
- 2) 男性学、メンズリブの立場—「メンズサポートルーム」
- 3) 被害者支援から始まった、当初から DV 防止専門のためのもの—「aware」

#### 4 メンズサポートルーム「男の非暴力グループワーク」

##### 4.1 メンズリブ、男性学の視点から

「メンズサポートルーム」は、カウンセラーの味沢道明、家族社会学者の中村正らが2000年に開設したもので、日本で最初のDV加害者サポート団体である。男性たち自身が、男性性や暴力について悩みを語り合い、研究する会から生まれたものであり、当初から加害者プログラム専門の「aware」とは、成り立ちが異なる。中村は家族社会学の研究者であるが、自身の研究分野を「臨床社会学」と称し、現在では、男性学やメンズリブの研究者、実践者として知られている。「メンズサポートルーム」主催の加害者プログラム「男の非暴力グループワーク」は、中村のアメリカでの加害者プログラム研究を基にしながら、独自の内容を盛り込み構成されている。対象者は「家庭内暴力について考えたい男性、家庭内暴力を振るってしまい悩む男性」で、2時間のプログラムを12回行う。費用は12回で10,000円である。さらに、「男の非暴力を語る会」が大阪で月1回開かれ、また「男のぼやきカフェ」が大阪と神戸でこれも月1回の割合で開かれている。

中村は、加害者サポートでサポートすべき問題として、①男性役割のストレス ②変化する家族生活や親密な関係における問題 ③男性問題という意味づけ。人生のシナリオ=物語の書き換え ④具体的な対人関係スキル（技術）やコミュニケーション能力の形成に関する場を挙げてい

る<sup>(5)</sup>。このことから、「メンズサポートルーム」は、「語る」「共有する」「表現する」「変わる」という「場」を男性に提供するという性格があると思われる。

大阪で現在開催されているプログラムは以下の通りである<sup>(6)</sup>。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1) 出会いのワーク    | 自分、他者との出会い       |
| 2) 感情に気づく 1   | 自己の無意識や感情への理解    |
| 3) 感情に気づく 2   | 他者の無意識や感情への理解    |
| 4) 感情を受け入れる 1 | 無意識や感情の受容        |
| 5) 感情を受け入れる 2 | 体験や感情の癒し         |
| 6) 感情を伝える     | 感情や体験の表現         |
| 7) 行動を変える 1   | 行動様式の問題点への気づき    |
| 8) 行動を変える 2   | 新たな行動様式の獲得       |
| 9) 関係を変える 1   | 非暴力的人間関係の理解      |
| 10) 関係を変える 2  | 非暴力的人間関係の構築をめざして |
| 11) 非暴力を語る会 1 | ふりかえりとわかつあい      |
| 12) 非暴力を語る会 2 | ささえあいのはじまり       |

京都では1~10は大阪と同じであるが、11以下は次の通りである。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 11) 関係を楽しむ 1 | 非暴力的人間関係の実践 |
| 12) 関係を楽しむ 2 | ふりかえりとわかつあい |

一般に加害者プログラムでは、男らしさからくる「男らしい」態度や行為を変えるためには、暴力的な言葉と感情表出を変える内容が盛り込まれる。プログラムに「表現」の項目があるのはそのためである。加害者は、自分の慣れ親しんだ暴力的な言葉、態度、行為という表現ではない、豊かで多様な表現があることを学習する。近年、青少年の非行や犯罪等で、「思い通りにならないと、泣く、暴れる、物を壊す」という、「キレイやすい」性格が問題となっている。おもしろくない、イライラする、怒る、という否定的な感情を表現する他の方法を知らず、暴力で表現する。否定的な感情は誰でも持つものであるが、それが暴力に直結するということが問題なのである。怒りのコントロールももちろん重要だが、プログラムの目的は「怒らない良い人」を作り出すことではない。「怒り」を「暴力」によって解消するという習慣を変えることがあるのだ。

ところで、「男性性と暴力」というくくりについては、注意する必要がある。それはともすれば、暴力は避けられないもの、自明のもの、男性の本質をなすものだという見方を肯定する恐れがあるからである。男性が加害者で女性が被害者であるということから、暴力と破壊は男性のもの、愛や平和は女性のものという単純な二元論を引きだし、むしろジェンダーを強化することにもなりかねない。このような問題を回避するために中村は、加害者プログラムの実施にあたっては、生物学的な男性を、ジェンダー的な男性性もしくは男性役割とは区別して把握しなければならぬ

いとして、「男らしさを憎んで男を憎まず」<sup>(7)</sup>という原則を主張する。男性は子供時代から暴力を学習する。暴力は、社会的に学習したことで身に付いた習慣なのである。つまり、問題解決の方法として、コミュニケーション手段の1つとして、あるいは支配要求に基づいて、暴力を振るうことでの要求が満たされたり、認められたりするものだと学習してしまったということになる。だからこそ、暴力を振るわないという学習も可能なのである。

「暴力の連鎖」についても、このような説明が当てはまる。「暴力の連鎖」とは、家庭の中で両親や兄弟から暴力を受けたり、父親が母親に暴力を振るう家庭で育った子供が、成長してから、男性は自分も暴力を振ることになり、女性は暴力を振るう男性をパートナーに選ぶことを指しており、どの程度の割合でそうなるのかは、調査研究によって異なる。しかし、何らかの関わりがあるという仮説に立ち、様々な研究がなされている。例えば、日常的に繰り返される暴力の体験が、虐待的パーソナリティとでもいうものを育むという説明である。しかしそのような見方は、結局のところ、暴力を個人のパーソナリティに還元しようとするものである。むしろ、暴力を体験することによって、暴力を学習すると解釈すべきであろう。しかしながら、「男性も抑圧されている、被害者なのである」という単純な論法に陥ることは避けなければならない。男性が自らのジェンダーに向き合い、変革を図ろうとするときには「男らしさの縛り」という概念は有効である。しかし、圧倒的に被害者が女性であるドメスティック・バイオレンスの現状、防止や解決という目的の前では、「男性抑圧説」は、ことの本質を見誤らせるからである。

#### 4.2 プログラムで使用される概念

アメリカの多くのプログラム、また、日本のプログラムにおいて、共通に使用されている概念やスキルがある。例えば、レノア・ウォーカーの提唱した「暴力のサイクル」、ミネソタ州ダルース市で作成され、全米で普及しているバターラーズ・プログラム（ダルース・モデル）で使用されている「パワーとコントロールの輪」と「平等の輪」という概念、怒りを避けるスキルである「タイム・アウト」や、表現法である「ポジティブなセルフトーク」や「I（アイ）メッセージ」等である。これらの概念について整理しておこう。

##### 1) 「暴力のサイクル」

バタード・ウーマン（DV 被害者女性）がドメスティック・バイオレンスから簡単には逃れることのできない状況を説明した、レノア・ウォーカーによる概念。暴力は、単調に繰り替えられるのではなく、「緊張の蓄積期」→「暴力の爆発期」→「ハネムーン期（謝罪、反省、誓いの言葉、愛情的な行為）」→再び「緊張の蓄積期」というサイクルを回るという説明。あくまでも理念型である。

##### 2) 「パワーとコントロール」「平等」の輪

どのような行為がドメスティック・バイオレンスにあたるか加害者に認識させ、反対に、暴力的ではない行為を学ばせるために使用される概念。「パワーとコントロール」と「平等」の輪で対になっている。「パワーとコントロールの輪」は、①脅す ②感情的（精神的）な暴

力 ③孤立させる ④否認と非難 ⑤子供を利用する ⑥男性的特権を振りかざす ⑦経済的虐待 ⑧威圧、脅迫する、で成り立っている。「平等の輪」は、①脅しをしない ②尊敬する ③信頼と支持 ④誠実と責任 ⑤親としての責任 ⑥責任の分担 ⑦経済的なパートナーシップ ⑧話し合いと公正さ、となっている。

### 3) 「タイム・アウト」

怒りを感じたとき、怒りをコントロールする自信のないとき、その場から離れ別の場所で落ち着くという、怒りのコントロール法の一種である。例えば、妻と話をしていて何かをきっかけに怒りの感情が沸いたと自分で認識した場合、妻に「自分は今怒り出しそうなので、しばらくタイム・アウトをとる」と言って妻から離れ、外をブラブラするなどすることである。怒りが納まつたら再び話し合いをすればいい。そのように、当面の暴力を避けるための方法であるが、まず、自分の感情、特に怒りの感情について知るという段階を経ないでは不可能なので、そのようなプログラムの終了後行うものである。大変有効とされている。ただし、前述のアンガーマネジメントの一種であることから、内閣府の研究会では注意が必要とされている。

### 4) 「ポジティブなセルフ・トーク」

「私はがんばって暴力と向き合っている」「私は暴力を止めることができる」など、自分のことをポジティブに評価し、表現する方法。暴力を克服する意志と動機付けを高める。

### 5) 「I（アイ）メッセージ」

「妻が悪いから怒った」のではなく「私は妻に無視されて悲しかった」など、「I（自己）」を主語にして語る技術。自分の怒りや暴力を相手の行動に責任転嫁しないで、それは自分の感情、考え方から出てくるものだということを学ぶ。

これらの概念や方法は、曲解や誤った使われ方を避けるため、専門知識と経験を持つファシリテーターのもとで学ばれる必要がある。制度が整う前に、このような概念だけが独り歩きし俗化することで、加害者の自己正当化に使用されることは避けられなければならない。

## 5 「aware」—高い専門性

### 5.1 「aware DV行動変革プログラム」

「aware」は、DV 加害者に対する再教育の専門団体として、2002年春からプログラムを実施している。主催者である山口のり子は、80年代から、シカゴやロサンゼルス、シンガポールでDV被害者支援に携わり、カリフォルニア州のファシリテーターの資格を持っている。プログラムは、カリフォルニア州認定のプログラムを応用したもので「DV行動変革プログラム」という名称である。

「aware」では、ドメスティック・バイオレンスを加害者の個人的な病理とは考えないので、プ

ログラムを治療やカウンセリングではなく「再教育」と位置づける。他のプログラムにはない最大の特徴は、毎週2時間ずつ、1年間に渡って行われるということで、これは、現在最も長いプログラムである。また、山口一人で行っているものなので、女性のファシリテーターであるということである。通常アメリカでは、ファシリテーターは男女のペアが望ましいとされる。その場合、女性ファシリテーターは、被害女性の代弁者として振る舞い、加害男性の気づかなかった女性の感情や思いを伝える役割がある。また、被害女性の安全確認や男性の変化について訊ねるため、被害者が了承すれば被害者に連絡をとることがあるが、女性のファシリテーターに被害者が安心する場合もある。「aware」では、DV行動の大きな要因となっているジェンダー・バイアスを学び落とすためにも、女性ファシリテーターが必要であると考えている。

ところでアメリカでは、加害者向けプログラムの実施には各州の許可が必要である。州によつては基準が厳しく、各団体あまりアレンジできない州もあるが、「aware」のプログラムの基となっているカリフォルニア州は、応用がきくほうである。カリフォルニア州には様々な人種のコミュニティがあり独自の文化が存在するので、そのことを含めて、ドメスティック・バイオレンスに対応しなければならない。しかしながら、暴力とジェンダーについては、民族の独自性はそれほど大きな問題ではない。したがって、「aware」でも、特に日本の文化という要素はプログラムにはない。

実際に加害者が「DV行動変革プログラム」で学ぶことは、以下の通りである<sup>(8)</sup>。

暴力とは何か／刷り込まれた男らしさ、女らしさ／自分の暴力的態度／パワーとコントロール／DV行動の背景となる信念／ストレスをもたらす考え／タイムアウト／怒ったときのからだの合図／暴力の種類／暴力の自己診断／参加者一人ひとりのケース・スタディ／怒りのサイクル／怒りのコントロール／感情的暴力／性的暴力／暴力を振るってしまった相手の気持ちや痛み／女性が留まる理由／子供への影響／ポジティブなセルフトーク／感情の種類／感情の発見／気持ちを表わす方法／成育歴の中の暴力／父親との関係／社会の中の暴力／率直な話し方／相手を理解しようとする聞き方／I（アイ）メッセージ／共感（エンパシー）／ストレスマネジメント／問題解決の仕方／アンガーマネジメント／安全で建設的な話し合いのもち方／相手を尊重する関係とは／インティマシー（親密さ）とは／自分への評価／セルフコントロールプラン／暴力をふるう他の男性へのサポート／パートナーへの説明責任・謝罪・誓い。

プログラムの対象者は、① DVの問題を抱えている男性で、精神疾患のない人、アルコール依存症や薬物依存症ではない人、仕事をしていて一般社会生活を営んでいる人 ② DV行動をやめるためになんとかしたいと思っている人、及びその他条件として、ファシリテーターから被害者の女性に連絡をとることを了承する人、となっている。

「aware」のプログラムは長期に渡り、カリフォルニアで有効とされている期間と内容を備えている。また、女性への暴力を止めることができ第一の目的であるので、加害者プログラムに対する女性の理解も得られやすいと思われる。

さて、「aware」に限らず、加害者プログラムを実施している団体では、ドメスティック・バイオレンスそのものに対して広義の意味づけをしており、従って、配偶者への暴力に限らず、親密

な関係にある女性への暴力はすべて問題となる。DV 防止法=「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの」、「被害者」を「配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消したものであって、当該配偶者であった者から引き続き生命または身体に危害を受ける恐れがあるものを含む）」と規定している。この法律で問題とするのは、事実婚を含む婚姻関係にある配偶者間の暴力であって、当初、離婚した後元配偶者から受ける暴力は含まれなかつた。しかし、DV 防止法の改正にあたっては、保護命令の対象が、離婚した後暴力を受けることになった元配偶者にも拡大されることになった。さらに長期的には、恋人などへも拡大が検討されている。後述するが、「aware」では、中高生の恋人同士の暴力防止プログラムも開発している。

## 5.2 セルフヘルプグループ「気づき」

「aware」は2002年の春から行われ、2003年春に、第1回目のプログラムが修了した。その修了者の中から有志が、悩みを共有するもの同士で語り合ったり、挫折しそうなときに支えあつたりしようと、「セルフヘルプグループ 気づき」という自助グループを結成し、活動を開始した。ドメスティック・バイオレンスは、加害者プログラムを終えたからといって全てが解決するというものではない。生涯に渡って、二度と暴力を振るわないという強い意志を保ち続けなければならない。しかし、時には怒りの感情をどうにも押さえられなかったり、相手を非難したくなったり、暴力的な気持ちになつたり、あるいは実際に暴力を振るってしまうことがあるかもしれない。そのような時、それ以上の挫折をくい止めるためにも、支えあう仲間が必要なのである。被害者の孤立のみならず加害者の孤立も、ドメスティック・バイオレンスをより深刻なものとする。アメリカでは、アルコール依存、薬物依存の自助グループがよく知られているが、その他にも様々な悩みを共有し克服したい人のための自助グループが数多く存在する。当然、自らの暴力に悩む人のためのものも多い。しかし日本では、「気づき」の様な性格のグループは少ない。「気づき」は、現在は語り合いが中心だが、今後、DV 防止のための広報活動や DV 加害者のための電話相談などの活動を検討している。

ところで、電話相談や広報活動がプログラムそのものに含まれている例が、サンフランシスコにある。「マンアライブ」というプログラムである。このプログラムは、以下のような段階を経て行なわれる<sup>(9)</sup>。

パート1は、自分のことを語りながら自分自身を大切にする「一人ひとりの暴力克服」という段階。

- 1) 「私は暴力を止める」
- 2) 相手を批判したり自分を偽ったりしないコミュニケーションの仕方を学ぶ「アサーション・トレーニング」
- 3) 「責任ある親密さの回復」

パート2は、「コミュニティへの働きかけ」という実践的な活動をする。

- 1) 加害者の電話相談の受け手となる「ホットライン・トレーニング」
- 2) 教室のプログラム進行をサポートする「DV 加害者教室での活動」
- 3) 高校などの教育の場や刑務所に出かけて自分のDV体験を語ったり、DV関連の集まりで話すなどの活動をする「コミュニティへの働きかけとコミュニティでの教育活動」

パート1は、他のプログラムにもあるような「学び」の内容となっているが、特徴的なのは、パート2の、コミュニティへの働きかけである。このように教育途中にある加害者が、プログラムの一環として、プログラムそのものをサポートしたり、同じ加害者をサポートすることには、どのような意味があるのであろうか。第一に、加害者同士が深く悩みを共有しあうことによって、孤立化せず、暴力の克服へより強い動機付けができる。次に広報活動や電話相談を受けるなどの活動をすることによって、他の加害者の助けになったり、コミュニティに貢献しているという意識を持つことができる。さらに、相談する側が、自発的にプログラムを受けようかという気持ちになりやすいという利点が指摘されている。

アメリカでは、私生活に関わることだからと、周囲が見て見ぬふりをしてきたことが、ドメスティック・バイオレンスを助長したとの反省から、現在では、コミュニティ全体の問題として捉えようという意識が強い。日本でも、被害者支援におけるコミュニティの役割の重要性が指摘されているが、加害者支援についても同様に考える必要が出てくるであろう。ドメスティック・バイオレンスは犯罪であるが、加害者を「犯罪者」としてのみ遇していると、加害者はコミュニティとは断絶してしまう。「マンアライブ」のような取り組みを参考とすべきであろう。

## 6 青少年向けプログラム

### 6.1 「aware」のデートDV防止プログラム

「aware」の山口は、デートDV（英語ではデイティングDV）と呼ばれる、若者の恋人同士の間の暴力にも関心を持ち、教育の場においてデートDV教育をすることの必要性を説いている。そして、「デートDV防止教育プログラム・ファシリテーター養成講座」という、教育機関などで働く人向けの講座を開催している。

山口が教育機関向けに作成した『若者のためデートDV防止プログラム実施者向けワークブック 相手を尊重する関係をつくるために』（山口のり子、2003年）では、「DVは決しておとなだけの問題ではありません。若者の間でも起こっていることです。セックスするほど親しくなっていないうちはあまり問題は起こりません。それがセックスしたとたん、身体的、精神的、性的な暴力がさまざまな形でおこることがあります。そのようなデート中の相手への暴力を『デートDV』と呼びます」<sup>(10)</sup>と規定している。プログラムの内容は以下の通りである。

- 1) 「デート DV ってなに？」
  - ① あなたのデート DV 理解度チェック
  - ② デート DV の誤解と正解
  - ③ デート DV ってどんな態度・行動のこと？－暴力のタイプ
- 2) 「DV は力と支配」
  - ① 「DV とは力と支配」であることを実感しよう
  - ② 詩の朗読と Q&A
  - ③ ロールプレイ
  - ④ シナリオとロールプレイ－力と支配、暴力のサイクル、(女の子へ) 彼の暴力的態度の見分け方、(男の子へ) 自分が暴力的な態度をとっていないかチェック
  - ⑤ 無記名での質問提出と回答
  - ⑥ あなたにできること
- 3) 「相手を尊重する関係をつくるために」
  - ① 女らしさ、男らしさってなに？
  - ② 「力と支配」をもつのはどっち？
  - ③ 相手を尊重する関係をつくるために－率直でオープンな話し方、相手を理解しようとする聞き方、相手を尊重する関係とは？
  - ④ 自分の意識がどう変わったか－自己診断
  - ⑤ どうしたらジェンダーに基づく偏見から自由になれるか？

以上のように、ドメスティック・バイオレンスに対する理解度をチェックをしながら、デート DV とは何かを学び、ロールプレイを使って力と支配や、暴力のサイクルという概念について学び、暴力とジェンダーについてより理解する。さらに、相手を理解し尊重するためのスキルやジェンダーに基づく偏見からの自由について学ぶという構成になっている。加害者プログラムに使用される概念や方法を使用し、中高生でも身近な問題としてデート DV を捉えるだけでなく、ジェンダーや暴力、相手を尊重するコミュニケーションなどについて、意識を変革しようとするプログラムである。

DV 加害者の特徴として、ジェンダー・バイアスに縛られており、男女の有り様や役割を自然視し、疑問をもたない傾向が強いことが指摘されている。中高生の時期にジェンダーや暴力について学ぶ意義は大きいのである。現在のデート DV の解決と将来の DV の予防のために、学校教育の場へのデート DV プログラムの導入を検討すべきであろう。

## 6.2 教育の場で

中高生のコミュニケーションの希薄なことと暴力の関連が問題となっている昨今、既存の「人権」や「人命尊重」「思いやり」についての教育や、大上段な道徳教育では、現実に子どもたちが接する恋愛や性、暴力の世界に対応しきれないのが現状である。中高生でもストーカー犯罪や出会い

い系サイトを使用した犯罪など、男女の関係の中で女性が被害者となる犯罪は後を絶たない。

伊藤公雄は、少年犯罪を、①従来型の社会疎外感を契機にしたもの－社会的な疎外感による逸脱行為や、疎外感を持った仲間同士の関係が生み出す集団的逸脱行動－「男らしさ」の規範が、逸脱行為を更に凶暴なものへと発展させてしまう。②90年代後半以降、「普通の男の子」が「単独」で引き起こす「凶悪な事件」と分類し、少年犯罪の新しい要素に注目している。伊藤によると、そこには依存心の強い「ひ弱な男の子」を取り巻く暴力を賛美する「男の子文化」が存在していることが大きく関わっており、60年代以降、生命尊重の文化が消え、過剰な暴力性の強調、敵の徹底的な打倒というメッセージが、男の子文化の中心的テーマとなっていましたと分析している<sup>(11)</sup>。

また、少年向けメディアで描かれる女性像、恋愛関係、女性への暴力が問題となって久しい。少年犯罪の要因の1つとしてメディアの影響は必ず問題となるし、具体的な規制措置がとられたりもした。しかし、教育の場で扱うべき問題が、逆に長い間扱うべきではないとして放置されてきたことにも問題がある。学校教育では、男女が思いやりと尊敬を持ってつきあうことの大切さ、男性というジェンダーと暴力の関係、暴力を振るってしまったときの対処の仕方、暴力をふるわない方法などについて体系的に学ぶ機会がない。例えば、現在の性教育は、理科で生物学期観点から受精と妊娠という生殖を扱い、保健体育では身体の健康という観点から二次性徴、エイズ、性感染症を扱い、家庭科では家族という観点から男女相互の理解と協力という男女平等教育として行われる。したがって、知識や情報が断片的で、このような重要な事柄について体系的に学習し深く考えるという内容になってはいない。また、その内容について中澤智恵は、①性交に触れずに、受精と妊娠から生殖の過程を扱おうとしている。②子供を生むことにつながる婚姻関係内の性関係のみを前提としていて、同性の性関係、婚前、婚外の性関係、快楽の側面は取り上げられない。③性の生殖の側面以外は捨象するため、自慰も直接的には取り上げられない、という点を批判すべき特徴としてあげている<sup>(12)</sup>。

また、性教育自体の、性の問題を含めた人の恋愛やコミュニケーション教育という形への発展を考えられるのではないか。将来的には例えば、コミュニケーションについての総合学習が必要となるであろう。内容の具体案としては、①ジェンダー教育 ②男女共同参画社会 ③恋愛とセックスリーリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）、性の商品化 ④暴力とコミュニケーションードメスティック・バイオレンス、ストーカー、レイプ等の暴力、犯罪 ⑤家族、という要素を盛り込むことなどが考えられる。

## 7 結 論

以上のように、現在の日本における加害者プログラムは、民間のいくつかの団体が実施しており、国は制度の導入を検討しているという段階である。しかし、準備は早急に進める必要がある。加害者プログラムを導入するとなったら、十分な数のファシリテーターが必要となり、まずその

ための育成、認定制度を整えなければならない。現在の日本の加害者プログラムの実施状況では、ファシリテーターが不足するのは明らかで、有志やボランティアによる加害者支援団体の増加を見てからでは遅いのである。被害者支援も十分とはいえない状況を考えれば、加害者支援、加害者プログラムに対する理解、対応が遅れるのも理由がないことではないが、被害者支援のシステムがほぼ確立した後に加害者対策が広がっていったアメリカのような道筋をたどる必要はないのである。むしろ日本は、被害者支援と加害者への対応を同時にいかねばならない。加害者プログラムは始まったばかりで規模も小さいが、加害者サポートが重要であるとの認識は広がりつつあるし、メンズリブや男性学も認知されてきている。事態は進みつつある。ここで国は迅速な対応をして、近い将来のDV防止法の改正に盛り込むべく、法の整備と施設の充実を図るべきであろう。また、公共団体や民間団体も、DV防止に果たす加害者プログラムの役割の重要性について積極的な広報活動をし、加害者の自発的な参加を促したり、プログラムの更なる充実を図るなど、より活発な活動が期待される。DV防止のシステムの中で加害者プログラムが有効に機能するためには、議論を尽くすことが必要とされている。

〔注〕

- (1) 矯正施設におけるプログラムは、オリエンテーション、第1科から第5科、メンテナンスプログラムの7種で、5科の内容は「自己統制」「認知のゆがみと改善方法」「対人関係と社会的機能」「感情統制」「共感と被害者理解」「再発防止計画」である。これらの科目は認知行動療法に従って組み立てられ、また、講義形式の受講型プログラム、グループ・ワーク形式の参加型プログラム、個別対応のプログラムという形式をとる。刑が確定した全受刑者に性犯罪者処遇プログラム受講要否を判定するスクリーニングを実施し、受講の必要性が認められる候補者を更に調査して受講させる。保護観察所におけるプログラムは導入プログラム、コアプログラム、指導強化プログラム、家族プログラムであり、コアプログラムは「性犯罪のプロセス」「認知の歪み」「自己管理スキルと対人関係スキル」「被害者への共感」「再発防止計画」である。対象者は、仮釈放中及び保護観察付き執行猶予中の全性犯罪者である。
- (2) 内閣府によると、2004年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は、4万9,329件（女子99.5%、男性0.5%）である。日本のドメスティック・バイオレンス対策は始まったばかりであり、早急に対処すべき課題も多い。例えば、相談窓口の不足である。各都道府県の婦人相談所などが「配偶者暴力相談支援センター」として機能することとなったが、その他の相談窓口のない自治体もある。また、一時保護施設（シェルター）の数も不足している。シェルターによる被害者支援は、民間の団体が中心的役割を担ってきたが、これからは被害者支援には自治体とNPOなどの被害者支援団体が協力し、コミュニティに根差したネットワークを構築することが重要である。そこで、国は対策の遅れを取り戻すためにも、民間シェルターのネットワーク作り、相談者へのシェルターの情報提

供、シェルターへの委託費の援助などを行うこととなった。

平成 15 年度配偶者からの暴力の加害者更生に関する研究調査「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」内閣府男女共同参画局、2004 年

- (4) 草柳和之、2002、「男性問題としての DV」人権文化を育てる会編『DV～女性たちの SOS ～』ぎょうせい。
- (5) 中村正、2001、『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社、p187.
- (6) 「メンズサポートルーム」ホームページより。
- (7) 中村、『前掲書』p165.
- (8) 山口のり子、2001、『DV あなた自身を抱きしめて』梨の木舎。
- (9) 中村、『前掲書』p127-132.
- (10) 山口、2003、『若者のためのデート DV 防止プログラム』aware.
- (11) 伊藤公雄、2003、「ジレンマのなかの男の子たち 相次ぐ『普通の男の子』の『凶悪』事件の背後にあるもの』『男女共同参画が問いかけるもの 現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会。
- (12) 中澤智恵、2003、「性について学ぶ一性的自己決定力を育む性教育」天野正子・木村涼子編『ジェンダーで学ぶ教育』世界思想社。

### 〔文 献〕

- 天野正子・木村涼子編、2003、『ジェンダーで学ぶ教育』世界思想社。
- 伊藤公雄、1996、『男性学入門』作品社。
- 伊藤公雄、2003、『男女共同参画が問いかけるもの 現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会。
- 梶山寿子、1999、『女を殴る男たち DV は犯罪である』文芸春秋社。
- 斎藤学、1996、『心のなかの子どもを癒す アダルト・チルドレンと家族』学陽書房。
- 人権文化を育てる会編、2002、『DV－女性たちの SOS－』ぎょうせい。
- 鈴木隆文・後藤麻理、1999、『ドメスティック・バイオレンスを乗り越えて』日本評論社。
- 豊田正義、2001、『DV－殴らざにはいられない男たち』光文社。
- 内閣府男女共同参画局編、2002、『配偶者等からの暴力に関する事例調査』財務省印刷局。
- 中村正、2001、『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社。
- 中村正、2003、『男たちの脱暴力 DV 克服プログラムの現場から』朝日新聞社。
- 西尾和美、2001、『ドメスティック・バイオレンス－被害者と加害者のいやし』ヘルスワーク協会。
- 日本嗜癖行動学会、2000、『アディクションと家族 17-3』ヘルスワーク協会。
- 日本嗜癖行動学会、2002、『アディクションと家族 19-2』。
- 日本 DV 防止・情報センター編、1999、『ドメスティック・バイオレンスへの視点』朱鷺書房。

日本DV防止・情報センター編、2002、『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス一問一答』解放出版社。

パド・ウィメンズ・オフィス編、2002、『女性情報ライブラリー① ドメスティック・バイオレンスデータブック 2002』パド・ウィメンズ・オフィス。

パド・ウィメンズ・オフィス編、2003、『女性情報ライブラリー④ ドメスティック・バイオレンスデータブック 2003』。

山口のり子、2001、『DV あなた自身を抱きしめて』梨の木舎。

山口のり子、2003、『若者のためのデートDV防止プログラム』aware。

レノア・ウォーカー、1997、斎藤学監訳、『バタードウーマン－虐待される妻たち』金剛出版。

内閣府男女共同参画局、2004、「平成15年度 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究  
配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意  
事項」。

法務省矯正局・保護局、2005、「性犯罪者処遇プログラムの実施について」。